

Europe Trends

発表日:2020年8月11日(火)

日英が貿易協定での合意に近づく

～英国の合意なき移行期間終了に備える～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL:03-5221-4527)

- ◇ 日本と英国は、英国のEU離脱後の新たな貿易協定の締結に向けて合意に近づいている。8月末までの大筋合意と年内締結を目指している。英国は1月末にEUを正式に離脱したが、日英間の貿易は現在、昨年2月に発効した日EUの経済連携協定（EPA）に基づいて行われている。年末の移行期間終了までに日英間で新たな貿易協定を交わさなければ、来年以降、両国間の貿易はWTOが定める最低限のルールに基づいて行われることになる。その場合、日本の輸出企業の競争力低下や英国進出企業のコスト増が懸念される。日英間で貿易協定が締結されれば、英EU間の将来関係協議がまとまらない場合も、日本からの優遇関税での輸入に切り替えることができる。

英国を訪問した茂木外相は7日、日英間の新たな貿易協定の締結に向けて「大半の分野で実質合意した」と発表した。今後、8月末までの大筋合意と年内締結を目指す。英国は1月末にEUを正式に離脱したが、年末までの移行期間中は、昨年2月に発効した日EUの経済連携協定（EPA）が引き続き効力を持つ。年末までに日英間で新たな協定を締結できない場合、両国間の貿易は世界貿易機関（WTO）が定める最低限のルールに基づいて行われる。両国の貿易関係は競合する分野が少なく、日EU・EPA交渉の中でEU内で英国が大きな障害となったことはない。そのため、日英間の新たな協定の多くは日EUの焼き直しで対応可能と言われてきた。日本側は自動車関税の撤廃時期を日EUが定める2026年から前倒しすることを求めたが、他国との貿易協定を控える英国側が折れなかった。結局、自動車関税の撤廃時期は日EUと同じ形で決着する方向で、関税下げの対象となる英国産チーズの輸入枠の取り扱いをどうするかが残る問題点とされる。

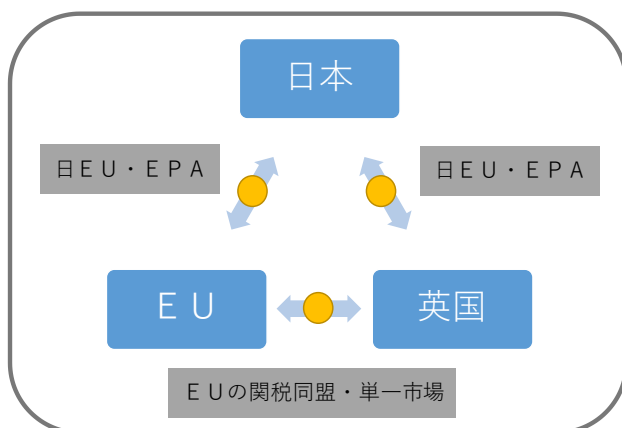
同時に進む英EU間の将来関係協議は引き続き難航しており、年内の合意実現が危ぶまれる状況にある。日本としては英EU関係の枠組みが固まるのを待ったうえで、それを踏まえて日本の国益に適う新たな日英関係を協議するのが理想だったと言える。だが、秋の臨時国会の審議日程と来年1月1日の発効を考えると、英EU交渉の決着を待つ時間はなく、見切り発車を余儀なくされた。英国には多くの日本企業が進出している。このまま年内に英EU間の将来関係協議がまとまらない場合、日英間の貿易だけでも優遇関税で続けられることが望ましい。さらに、英国に進出する日本企業の中には、英国の現地法人をEU向けの製造拠点と位置付けているところも多い。例えば自動車メーカーなどは、日本やEUから部品を輸入し、英国内の工場で完成車を製造し、それをEUや第三国に輸出している。英EU間の将来関係協議がまとまらない場合も、日英間で協定が発効していれば、日本から英国の現地法人向けに部品を輸出するという選択肢も出てくる（図表1）。

日本の貿易統計で2019年の日英間の貿易取引を確認すると、日本が英国に輸出した金額は1兆5,132億円で、日本が英国から輸入した8,876億円を上回る。日本の輸出総額に占める割合の上位品目には、自動車、原動機、自動車の部分品と自動車関連が並び、それ以外も機械類や輸送用機器が

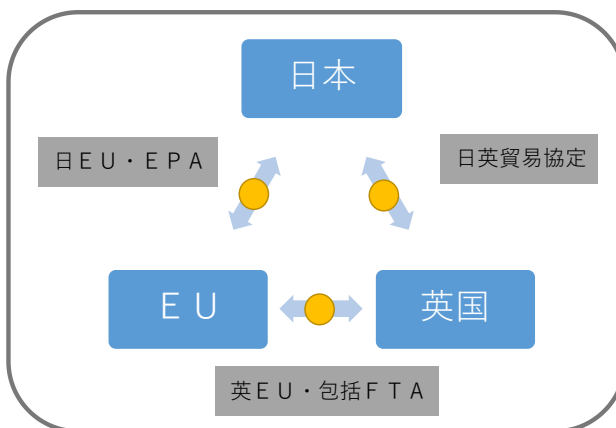
多い（図表2の左）。日EU・EPAでは、発効から8年目の2026年に乗用車の関税が撤廃されるほか、自動車部品、一般機械、化学工業製品、電気機器などの9割以上の関税が即時撤廃された。英国は移行期間終了後に自由貿易協定を結んでいない国からの輸入品に、例えば自動車であるならば10%の関税を賦課する方針を発表している（図表3）。日英の協定が締結できない場合、日本の輸出企業は英国内での販売価格上昇による競争力低下に、英国進出企業はコスト増に見舞われる恐れがある。一方で、日本の英国からの輸入総額に占める割合の上位品目は、医薬品、自動車、原動機と続く（図表2の右）。日本はこうした品目の多くに関税を賦課していないため、日英の協定を締結した場合も英国側の関税上のメリットはそれほど大きくない（英国政府はGDP比を0.07%ポイント押し上げると説明している）。それでも英国側が協定締結を急ぐのは、秋に大統領選挙を控える米国との貿易協定が停滞気味で、日英間の貿易協定を離脱後初の大型交渉の成功事例として国内外にアピールする狙いがある。加えて、前述したように日英協定がなければ、コスト増を嫌気した日本の進出企業の国外流出が加速する恐れがあり、早期締結で双方の利害が一致した。

（図表1）移行期間終了後の日EU英の貿易関係

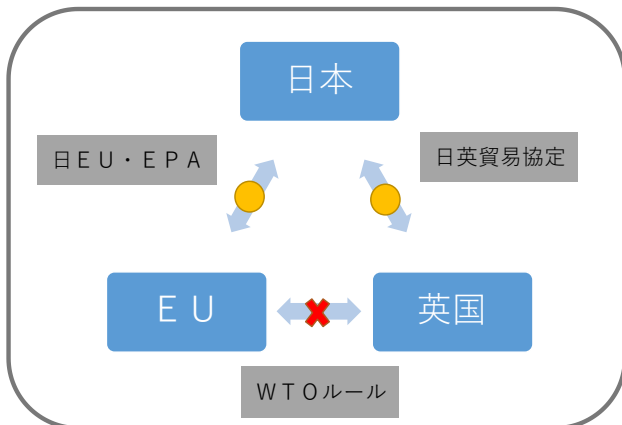
【現在の日EU英関係】



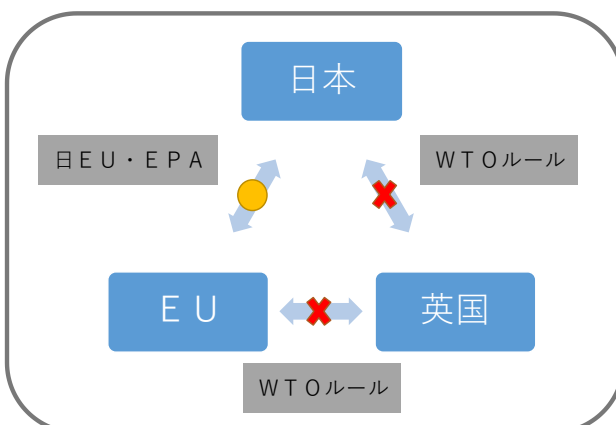
【日英・英EUが貿易協定を締結】



【日英が貿易協定を締結、英EUは締結できず】



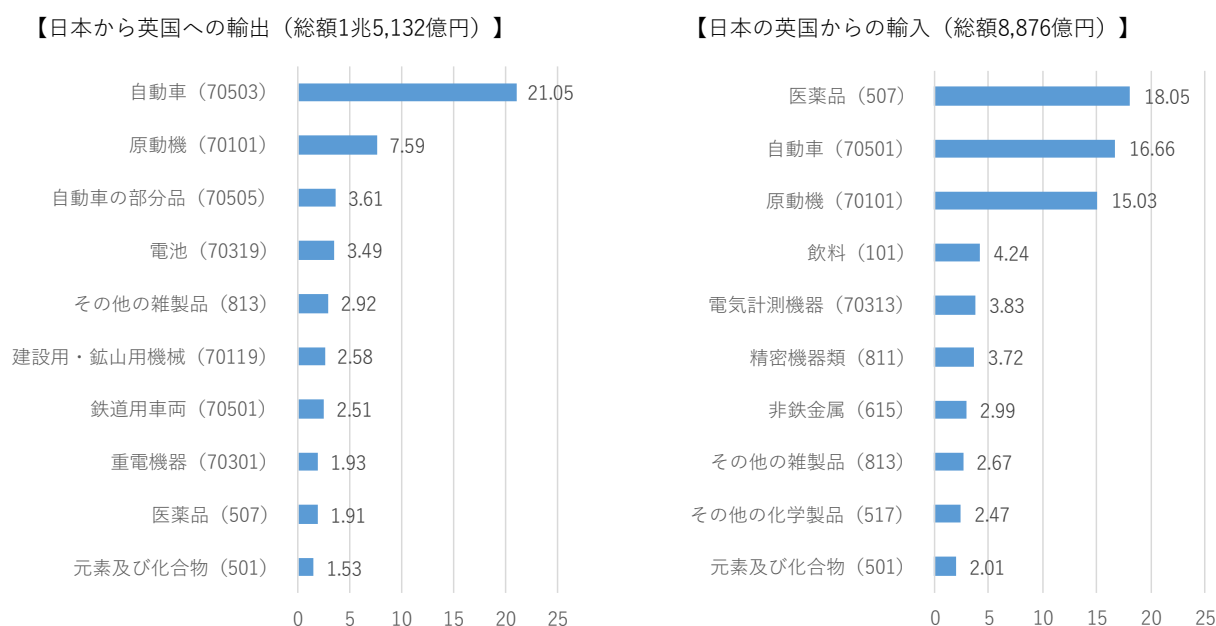
【日英・英EUともに貿易協定を締結できず】



注：○は優遇関税を適用、×はWTOの最恵国関税

出所：第一生命経済研究所が作成

(図表2) 日本と英国の輸出入上位10品目が総額に占める割合(%, 2019年)



注：日本の貿易統計の概況品番号の3桁（機械類及び輸送用機器のみ5桁）に基づく上位10品目、輸出入で一部番号が異なる出所：財務省資料より第一生命経済研究所が作成

(図表3) 2021年以降に適用される英国の関税

	主な内容 (EU域外共通関税→英国の新たな関税)
平均関税率	7%→6%
無税品目の割合	47%→60% (※合意なき離脱時には87%を一時的に無税にすると計画していた)
税率計算の簡素化	10%/5%/2%の税率に簡素化、従量制部分を廃止、4700品目が減税
主なゼロ関税の適用品目	新たに2000品目以上、2%未満は全て0%に
家電製品	冷蔵庫 (2.2%→0%)、オーブン (1.7%→0%)、ミシン (3.7%→0%)
食料品	乾燥イースト (12%→0%)、粉末ココア (8%→0%)、オリーブ (6.4%→0%)、塩 (2.60€/t→0%)
工具類	金属加工工具 (2.7%→0%)、スパナ・レンチ (1.7%→0%)、塗料・ワニス (6.5%→0%)、写真フィルム (6.5%→0%)
衣料品原材料	本染革 (6.5%→0%)、綿糸 (4%→0%)、綿織物 (8%→0%)、靴部品 (3%→0%)、帽の型 (2.7%→0%)
建設関連	レンガ・セメント・大理石・花崗岩・屋根 (1.7%→0%)
自動車関連	ミキサー車 (3.7%→0%)、ターボジェット部品 (4.1%→0%)、船舶プロペラ (1.7%→0%)、電気モータ (2.7%→0%)、二輪車チェーン・ランプ (2.7%→0%)
EU域外共通関税と同じ主な品目	
農産品	タラ・エビ (12%→12%)、りんごジュース (18%→18%)
衣料品	女性用ドレス (12%→12%)
陶器類	家庭用・トイレ用陶器 (12%→12%)
自動車関連	自動車 (10%→10%)、二輪車 (6%→6%)

出所：Baker McKenzie資料より第一生命経済研究所が作成

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。